

一般名処方加算について

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は処方できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも処方することができます。

当院も一般名処方の推進に努めています。

一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

長期収載品の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を患者様の希望で処方される場合は、特別の料金が発生いたします。ご不明な点はお相談ください。